第26回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

会計監査人の状況
会社の体制及び方針
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

株式会社トーメンデバイス

提供すべき書面のうち「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　PwCあらた有限責任監査法人

（注）PwCあらた監査法人は、平成28年７月１日付で、PwCあらた有限責任監査法人に名称変更しております。

⑵ 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

（注）１．当社の子会社のうち、ATMD（HONG KONG）LIMITEDは、PricewaterhouseCoopers Hong Kongの監査を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価および職務遂行状況並びに監査計画の内容と報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑷ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は会計監査人を解任し、また、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断した場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会倫理、社会的責任を果たすために行動指針を策定し、取締役及び使用人に周知徹底させる。この徹底のためにコンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役及び使用人の知識・認識を向上させる。

また、内部監査規程に基づく定期的な内部監査部門による内部監査を通し、内部統制システムの有効性の評価・検証及び改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保する。

さらに、取締役及び使用人の違法若しくは不正行為、反倫理的行為、またはそれらの恐れのある行為の早期発見、その是正を目的に内部通報制度を設置し、取締役及び使用人の適正な職務執行の遂行に資するものとする。

【運用状況】

コンプライアンスに関する研修は、全社員参加を義務付けており、当事業年度も実施いたしました。また、毎年10月をコンプライアンス強化月間とし、あらためて各種法令やルール等についての注意喚起、周知徹底を図っております。

また、内部監査部門は、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

内部通報については、社内窓口以外にも社外の弁護士を窓口にした上で、通報者の保護を内部通報規定に明記し、適切に運用しております。なお、当事業年度において実績はございません。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、取締役会規則及び文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行っており、ISO27001（情報管理）の認証も取得しております。また、監査役からの閲覧の請求があった際には適切に対応しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業及び業務全般に係るリスクを抽出、評価し、その対応策の立案及び管理体制の整備を行う組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。管理対象とするリスクについてはそれを主管する部門が当該リスクに関する規程等を定め、リスク管理の体制構築及び運用・管理を行い、リスク管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。

また、同委員会は法令及び倫理の遵守、企業の社会的責任の遂行等に関する立案・管理体制の構築・整備を併せ行うものとする。

【運用状況】

当事業年度はリスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスクモニタリングを実施し、関係者で情報を共有しております。なお、当事業年度には、事業継続に重大な影響を与える様な事象は発生しておりません。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標を策定し、各部門においてはその目標達成に向け進捗状況及び業績管理を行う。

【運用状況】

当事業年度中、取締役会は12回開催され、毎月の取締役会で年度予算の進捗状況及び業績管理を行っております。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、取締役会資料を事前に配布し、社外役員を対象とした会合では当社事業に係る補足説明を行っており、取締役の職務の執行がより効率的に行えるように取り組んでおります。

⑸ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社、関連会社（以下、関係会社）については、関係会社管理規程に基づき管理を行い、当社グループに係る重要事項については事前協議、報告を求める。

その業務執行の状況に関しては、担当取締役及び所管部門が同規程に従い管理及び監督し、関係会社の業務の適正を確保する。また、関係会社のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告するものとする。

当社は、当該規程に基づき、関係会社に対する適切な監査を実施することにより、また、関係会社における業務プロセスのモニタリングを通じて、リスクの早期発見と未然防止に努め、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を行う。

関係会社で重要事項決裁に関する規程・職務権限等を定め、責任明確化・意思決定プロセスの明確化を図り適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

親会社との関係については、親会社グループ基本理念の精神を共有した上で、経営の独立性を確保しつつ、親会社の関係部門と連携し、グループ全体での業務の適正を確保する体制の構築に努める。

【運用状況】

重要な子会社であるATMD（HONG KONG）LIMITED（以下「ATMD」）については、当社役員が常駐しており、ATMDの重要事項については事前協議、報告を受けております。

当事業年度中、監査役がATMDの監査を実施し、取締役会において報告を行いました。なお、当事業年度には、ATMDにおいて事業継続に重大な影響を与える様な事象は発生しておりません。

親会社及び同グループの役員を兼務している役員が２名おり、独立性を確保しつつ、親会社グループとの連携を強化し、グループ全体での業務の適正を確保しております。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役が協議し使用人の配置を行うものとする。その場合は、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得るものとし、当該使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

【運用状況】

当事業年度において、監査役から、その職務を補助すべき使用人の要請はなく、専門部署及び人員は存在しておりませんが、必要に応じ、当社監査室と情報を共有し、その監査の質を高めております。また、監査役から要請があった場合は速やかに配置等を行います。

⑺ 取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人が当社監査役への報告に関する体制及び報告者が報告による不利な扱いを受けないことを確保する体制

取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または当社監査役の求めに応じ、当社監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告するものとする。

取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、また、取締役及び使用人、子会社の取締役等による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告するものとする。

その周知徹底を図るためにコンプライアンスに関する研修等を有効活用する。

また、内部監査部門の内部監査結果については、監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報情報については、受付責任者はその内容、講じた措置等について監査役に報告するものとする。

なお、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室長と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施しております。

また、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けないよう徹底しております。

⑻ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行において生ずる費用が発生した場合、またはその前払の請求を行う場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況】

必要があれば費用の前払いを行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応しております。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるために、代表取締役社長と監査役は定期的な意見交換会を開催するものとする。

また、監査役が取締役の重要な意思決定の過程及び業務執行状況を適切に把握できるよう、監査役は取締役会のほか、予算会議等の重要会議に出席できるものとする。

【運用状況】

監査役は、代表取締役及び監査室との間で意見及び情報交換の会合を実施しております。

また、監査役は、取締役会、経営会議及び月次会議等に出席し、監査役の立場から積極的に発言を行っております。

⑽ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

行動指針に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダーに対し、社会的責任を果たすため健全な企業経営の推進に努める。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、組織的に対応し、利益の供与は一切行わない。

そのため、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルを整備すると共に、定期的に研修を実施することで社員の意識向上を促すものとする。

また、顧問弁護士、警察等関連機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対する対応体制の強化を図る。

【運用状況】

反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会勢力との係りを一切持たないこととしております。

関係取引先との取引開始時には、反社会勢力の排除条項を既定した基本契約書を取り交わし、反社会性的勢力の排除に備えております。また、所轄警察、弁護士、親会社及び同グループ会社と連携し情報収集を行っております。

【連結注記表】

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称　　上海東棉半導体有限公司
ATMD (HONG KONG) LIMITED
ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED
ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数　　１社

持分法適用会社の名称　　ITGマーケティング株式会社

⑶ 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、上海東棉半導体有限公司(12月31日)、ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED(12月31日)及びATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED(12月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED及びATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITEDについては、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。また、上海東棉半導体有限公司については、同社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a．有形固定資産

平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

４～18年

b．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

a．貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a．退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額の100％を退職給付債務とする方法によって計上しております。

b．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

c．重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

将来の外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権
	外貨建債務
	外貨建予定取引

・ヘッジ方針

将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ、適切な利益管理を行う目的から先物為替予約を行い、為替変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺できるものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

d. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　132百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数

普通株式　6,802,000株

⑵　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	340	50	平成28年３月31日	平成28年６月27日

⑶　当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	408	60	平成29年３月31日	平成29年６月28日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入及び売掛債権の流動化により行っております。デリバティブは、リスク回避を目的として利用し、投機的な取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に短期的な運転資金の調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4)会計方針に関する事項　⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項　c.重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用限度管理規程に従って、営業債権について、各営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の信用限度管理規程に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務について、外国為替管理規程に従って、発生した案件毎に為替の変動リスクを認識し、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、時価や発行企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内の関係部門と連携しすべて経理部にて行っております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の状況を把握した上で経理部で適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、シンジケート方式によるコミットメントラインの設定、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２.参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
①現金及び預金	990	990	－
②受取手形及び売掛金	32,668	32,668	－
貸倒引当金(※１)	△85	△85	－
	32,583	32,583	－
③預け金	16,869	16,869	－
④投資有価証券	507	507	－
資産計	50,951	50,951	－
①買掛金	12,641	12,641	－
②短期借入金	13,108	13,108	－
③未払法人税等	38	38	－
④未払金	17,041	17,041	－
負債計	42,830	42,830	－
デリバティブ取引(※２)	△158	△158	－

※１　受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※２　デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2)負債

①買掛金、②短期借入金、③未払法人税等、④未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	84

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	990	－	－	－
受取手形及び売掛金	32,668	－	－	－
預け金	16,869	－	－	－
合計	50,529	－	－	－

6．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　3,873円53銭

1株当たり当期純利益　　180円86銭

【個別注記表】

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

⑶　たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

⑷　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物……６～18年

車両運搬具……６年

工具、器具及び備品……４～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑸　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
なお、当事業年度末における退職給付債務の算定に当たっては、自己都合退職による当事業年度末要支給額の100％を退職給付債務とする方法によって計上しております。
④ 投資損失引当金
関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認めた額を計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
将来の外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権
	外貨建債務
	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針
将来の外貨建取引に係る為替変動リスクを最小限にとどめ、適切な利益管理を行う目的から先物為替予約を行い、為替変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺できるものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴	関係会社に対する金銭債権債務	
	短期金銭債権	23,345百万円
⑵	有形固定資産の減価償却累計額	123百万円
⑶	保証債務	
	関係会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	ATMD (HONG KONG) LIMITED	12,318百万円
	ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED	325百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

（1）	売上高	12,211百万円
（2）	仕入高	75百万円
（3）	営業取引以外の取引	62百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式	538株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	2百万円
賞与引当金	39百万円
商品評価減	27百万円
売掛金	130百万円
その他	12百万円
計	213百万円
繰延税金負債（流動）	
その他	△2百万円
繰延税金資産の純額（流動）	210百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	96百万円
その他	24百万円
計	121百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△63百万円
その他	△2百万円
計	△66百万円
繰延税金資産の純額（固定）	54百万円
繰延税金資産の純額	265百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
親会社	豊田通商株式会社	名古屋市中村区	64,936	総合商社	(被所有) 直接 26.6 間接 23.5

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
金銭の預入・役員の兼任あり	金銭の預入	金銭の預入（注1・2）	12,497	預け金	16,869

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）金銭の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

（注２）金銭の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
法人主要株主	日本サムスン株式会社	東京都港区	8,330	半導体・電子部品の販売	(被所有) 直接 12.2

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
電子部品の同社からの仕入（特約店）	営業取引	商品の仕入（注１）	78,286	買掛金	27,952
	営業取引以外の取引	仕入割引(注２)	29	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）商品の仕入価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

（注２）仕入割引については、割引率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注３）取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

(2)子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
子会社	ATMD(HONG KONG) LIMITED	香港特別行政区	10,200千米ドル	半導体・電子部品の販売	直接 96.1

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
当社の香港での販売拠点・資金の貸付役員の兼任あり	営業取引	商品の売上(注1)	2,920	売掛金	1,237
	資金の貸付	資金の貸付(注2・3)	△4,380	短期貸付金	1,578
	債務保証	債務保証(注4)	12,318	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。

(注4) 銀行借入について債務保証を行ったものであり、年率0.35%の保証料を受領しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
子会社	ATMD ELECTRONICS(SHANGHAI) LIMITED	中華人民共和国上海市	1百万人民元	半導体・電子部品の販売	間接 96.1

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
当社の上海での販売拠点 役員の兼任あり	営業取引	商品の売上（注）	6,293	売掛金	2,437

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注）商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
関連会社	ITGマーケティング株式会社	東京都港区	81	半導体・電子部品の販売	直接 38.9

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
電子部品の同社への販売 役員の兼任あり	営業取引	商品の売上（注１）	2,958	売掛金	1,175

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

（注２）取引金額は消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

(3)兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
その他の関係会社の子会社	TOMEN ELECTRONICS (HONG KONG) LIMITED（注１）	香港 特別行政区	3,000 千HKドル	半導体・電子部品の販売	－

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
電子部品の同社への販売	営業取引	商品の売上（注２）	10,698	売掛金	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）TOMEN ELECTRONICS(HONG KONG) LIMITEDは平成29年４月１日付で社名をTOYOTA TSUSHO NEXTY ELECTRONICS HONG KONG CO.,LTD.に変更しております。

（注2）商品の売上価格は市場価格等を勘案し毎期交渉の上決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	3,622円94銭
１株当たり当期純利益	96円80銭